



27 生環第 104 号

平成 28 年 3 月 29 日

長野市廃棄物減量等推進審議会

会 長 松 本 明 人 様

長 野 市 長 加 藤 久 雄

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について（諮問）

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の適正な額について、長野市
廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 23 条第 2 項の規定により、貴審議会の意
見を求めます。

諮問の趣旨

本手数料は、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」により、3年ごとに見直しを実施しております。

現行手数料（平成26年4月1日改定）は、平成29年3月31日をもって3年が経過することから、適正な手数料について、審議会の意見を求めるものです。